

## 民法（債権法関係）の改正に伴う預金規定等改定のお知らせ

当行は、民法（債権法関係）の改正（2020年4月施行）を踏まえ、2020年4月1日から、預金規定等を改定いたします。

**※改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。**

## 1. 改定要旨（具体的な改定内容は下記4. のとおり。）

下記2.に掲げる預金規定等について、以下の事項につき改定を行います。このほかの事項については、従前の各種預金規定等がそのまま適用されます。

- (1) 定期性預金に関する満期日前解約の制限の明確化
- (2) 預金者等の成年後見人等について法定後見が開始された場合の届出
- (3) 約款（預金規定等）変更を行う場合の手続の明確化

## 2. 対象となる預金規定等と変更点の対応表（「○」・・・該当、「—」・・・非該当）

預金規定等の名称	定期性預金に関する満期日前解約の制限の明確化	預金者等の成年後見人等について法定後見が開始された場合の届出	約款（預金規定等）変更を行う場合の手続の明確化
普通預金規定	—	○	○
総合口座取引規定	—	○	○
貯蓄預金規定	—	○	○
納税準備預金規定	—	○	○
当座勘定規定（一般当座用）	—	○	○
当座勘定規定（いよぎんホームチェック用）	—	○	○
当座勘定規定（コマーシャルペーパー専用口用）	—	○	○
当座勘定規定（専用約束手形口用）	—	○	○
当座勘定規定 追記	—	○	○
通知預金規定（通帳式）	—	○	○
通知預金規定（証書式）	—	○	○
定期性預金関連の規定追記	—	○	○
譲渡性預金規定 追記	—	○	○
貸金庫規定	—	○	○
全自動貸金庫規定	—	○	○
夜間預金金庫使用契約書（兼手数料口座振替依頼書）	—	○	○
夜間預金金庫規定 追記	—	○	○

預金規定等の名称	定期性預金に関する満期日前解約の制限の明確化	預金者等の成年後見人等について法定後見が開始された場合の届出	約款（預金規定等）変更を行う場合の手続の明確化
積立定期預金規定	○	○	○
期日指定定期預金規定	○	○	○
自由金利型定期預金規定（大口定期）	○	○	○
自由金利型定期預金（M型）規定 単利型（スーパー定期）	○	○	○
自由金利型定期預金（M型）規定 複利型（スーパー定期）	○	○	○
変動金利定期預金規定 単利型	○	○	○
変動金利定期預金規定 複利型	○	○	○
坊ちゃん自由定期預金規定	○	○	○
マドンナ長期定期預金規定	○	○	○
財形期日指定定期預金規定	○	○	○
財形住宅預金規定	○	○	○
財形年金預金規定	○	○	○
いよぎん教育積立預金「愛情」規定	○	○	○
年金予約者専用定期預金「しあわせ賛歌 1」規定	○	○	○
年金受給者専用定期預金「しあわせ賛歌 2」規定	○	○	○
いよぎん目的積立預金「ほほえみプラン」規定	○	○	○
退職金専用定期預金（愛称「ハッピーステージ」）規定	○	○	○
いよぎんおまとめ型預金「坊っちゃん」規定	○	○	○
「ポイントサービス専用定期預金」規定	○	○	○
「株主さまご優待定期預金」規定	○	○	○
「運転免許自主返納応援定期預金」規定	○	○	○
継続選択権付（複数権利行使型）自由金利型定期預金規定	○	○	○
定期積金規定	○	○	○
完全自動継続型定期積金規定	○	○	○
いよぎんキャッシュカード規定	—	—	○
いよぎんICキャッシュカード規定	—	—	○
いよぎん生体認証規定	—	—	○
以上44規定			

3. 改定実施日

2020年4月1日（水）

4. 具体的な改定内容

（例：）自由金利型定期預金（M型）規定 単利型（スーパー定期）

自由金利型定期預金（M型）規定について、以下の条項を新設・追加・変更いたします。

上記2.の対応表に記載の自由金利型定期預金（M型）規定以外の各規定についても、同対応表において該当（○）の記載のある事項について、以下と同様の改定を行います。

改定前	改定後
<b>第1. 定期性預金に関する満期日前解約の制限の明確化</b>	
<p>（例：）自由金利型定期預金（M型）規定 単利型（スーパー定期）</p> <p>4.（利 息）</p> <p><u>（6）当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>6.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>（1）この預金を解約または書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。</u></p>	<p>（例：）自由金利型定期預金（M型）規定 単利型（スーパー定期）</p> <p>4.（利 息）</p> <p><u>（6）この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および後記「自由金利型定期預金（M型を含む）の期限前解約利率」に記載した預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>6.（預金の解約、書替継続）</p> <p><u>（1）この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>（2）この預金を解約または書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。</u></p>

改定前	改定後
<b>第2. 預金者等の成年後見人等について法定後見が開始された場合の届出</b>	
<p>(例:) 自由金利型定期預金 (M型) 規定 単利型 (スーパー定期)</p> <p>1 1. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p>	<p>(例:) 自由金利型定期預金 (M型) 規定 単利型 (スーパー定期)</p> <p>1 1. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p>
<b>第3. 約款 (預金規定等) 変更を行う場合の手続の明確化</b>	
<p>(例:) 自由金利型定期預金 (M型) 規定 単利型 (スーパー定期)</p> <p>1 2. (規定の変更等)</p> <p>(1) この預金の各条項および期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、<u>公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(例:) 自由金利型定期預金 (M型) 規定 単利型 (スーパー定期)</p> <p>1 2. (規定の変更等)</p> <p>(1) この預金の各条項および期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、<u>公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

以 上